

「市民課 日曜窓口」をご利用ください ～ 1月26日より毎月第1・第4日曜日に開設

市では、令和2年1月より市民の皆さんへのサービス向上を目的として、毎月第1・第4日曜日の午前中に、市民課で証明書交付のための「日曜窓口」を開設します。仕事上の都合などで平日に来庁することができない方は、ぜひご利用ください。

なお、これに伴い毎週木曜日に午後7時まで行っていた「(一部業務の) 時間延長窓口」は、市民課・税務課とも終了します。

「電話等予約サービス」はこれまで通り継続して行いますので、業務時間終了後の証明書の受け取りはこちらをご利用ください。

◎現在の窓口延長業務と令和2年1月からの変更内容

現在の窓口延長業務	令和2年1月からの変更内容
<p><b>令和元年12月まで</b></p> <p>①毎週木曜日延長窓口業務を実施 (市民課・税務課)</p> <p>開設時間:午後5時15分～午後7時</p> <p>②各種証明書の電話等予約等サービス (市民課・税務課)</p>	<p><b>令和2年1月からスタート</b></p> <p>①毎月第1、第4日曜日窓口業務を実施 (市民課のみ)</p> <p>開設時間:午前8時30分～正午</p> <p>※令和2年1月26日から始まりま す</p> <p>※税務関係の証明書は取扱いませ ん</p> <p>②各種証明書の電話等予約等サー ビス (市民課・税務課)</p>

日曜窓口で取り扱う業務内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカードの交付(第4日曜日のみ) →本人のみ。 ※受付時間:午前9時～午前11時30分</li><li>・戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票の交付請求 →請求できる方は、本人または直系親族の方</li><li>・住民票の写し、住民記載事項証明書、印鑑登録証明書の交付請求 →本人または同一世帯の方 →印鑑登録証明書の交付の場合は、印鑑登録カードが必要。</li><li>・身分証明書の交付請求 →本人のみ。</li><li>・印鑑登録及び廃止の手続き →本人または回答書による代理登録</li></ul> <p>※休日窓口で取り扱う業務について、委任状による代理人請求はできません。 ※他市区町村に本籍がある方は、関係がわかる戸籍謄抄本等が必要となります。 ※住民票の写し、戸籍謄抄本等の広域交付はできません。</p>